

施設名	ワークみらい荻窪		
運営法人	一般社団法人 ワークみらい		
施設の所在地	〒167-0032	電話	6383-5746
	杉並区天沼3-6-6 吉田ビル201	ファックス	050-1043-7932

交通機関
①JR中央線 東京メトロ丸ノ内線荻窪駅下車 徒歩3分 ②荻窪駅北口バス下車 徒歩3分

施設紹介
主にアレルギー食品の、カップ麺・スープ・クッキー・キャンディー・粉末品等のラベル貼り・検品・計量・袋詰め作業です。受注状況に応じて理科教材作成、封入封緘、中古パソコン清掃、清掃等を行っています。また、区役所販売・納品や杉並区団体農園利用し、野菜の栽培等施設外での作業も行っています。生活面の充実を図りながら個々に応じた受入れと通所支援を行います。

事業内容及び定員						主な障害（重度◎）			通所の方法	食事提供
就労移行	就労A型	就労B型	生活介護	自立訓練	施設入所	知的	精神	身体	自主通所	あり
		20				○	○	○		

開所日							閉所日			利用時間
月	火	水	木	金	土	日	祝日	年末年始	夏季休暇	午前9時から午後4時
○	○	○	○	○	△		○	○		

作業項目
アレルギー食品の検品・袋詰め・計量・ラベル貼り・スタンプ押し・シーラー/学校教材制作/中古パソコン清掃・ソフト入替/雑貨制作/野菜栽培/駐車場清掃/封入封緘/銭湯清掃

行事
毎週末のティータイム、誕生会、季節行事、不定期開催の土曜企画

従たる施設①			
施設の所在地		電話	

従たる施設②			
施設の所在地		電話	

運営理念

1

利用者の一人ひとりの意思を大切に、人権を尊重します。
皆さん一人ひとりが思っていることを大切にして、人としての権利を尊重します。

2

仲間との関りが人を充実させる。通うのが「ワクワク」と思える作業所を作ります。

3

利用者一人ひとりのニーズに合った支援を提供します。
みなさん一人ひとりが何を必要としているのかを一緒に考えて援助していきます。

4

地域で福祉施設としての役割を果たします。
ボランティアや研修生を受け入れ、障害を持つ人の理解を深めていきます。

作業所紹介

一般社団法人ワークみらいは、生活介護・就労継続支援 B 型の多機能型事業所として平成 23 年 3 月にスタートしました。

現在は事業分離を行い、生活介護「ワークみらい 阿佐谷」と就労継続支援 B 型「ワークみらい 荻窪」で活動しています。

所在地

〒167-0032

東京都杉並区天沼 3-6-6 吉田ビル 201

TEL 03-6383-5746

FAX 050-1043-7932

アクセス

・JR 線荻窪駅(丸の内線荻窪駅)より 3 分

→荻窪駅北口駅前交番の横断歩道をわたり

みずほ銀行から四面道方向へ青梅街道を進み

りそな銀行を過ぎた後のセブンイレブンのビル 2F



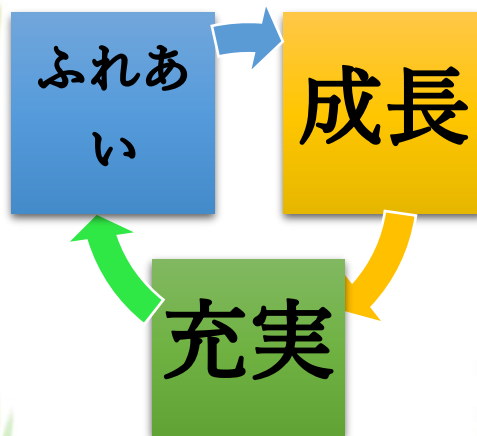
就労継続支援 B 型

ワークみらい荻窪

施設のご案内

私たち「ワークみらい」は、利用者の皆さん一人ひとりに充実した生活を送っていただくため、地域に根ざしたさまざまな作業活動や余暇時間を実践しています。

ロゴの「ECO(エコ)」の語源でもある「一つの輪」にふさわしい福祉サービスをめざしています。



ご案内

一日のスケジュール

【利用できる方】

障害者福祉サービス受給が可能な方。
障害の特定はありません。

【定員】

就労継続支援 B 型事業(荻窪)……20 名

【通所方法】

原則、自主通所が可能な方。(交通費支給有)

【通所日・時間】

通所日は月曜～金曜日(祝日及び年末年始を除く。)
時間は午前 9 時～午後 4 時まで。

【作業工賃】

毎月の作業時間と作業能力に応じて、
お支払いしています。

【利用料】

障害者自立支援法に基づく利用料になります。
昼食は実費(補助有)

【行事】

誕生日会、毎週金曜ティータイム、
お花見会、土曜企画(不定期) …等



9:00~9:15	・ラジオ体操 ・朝礼
~9:30	・作業支度 ・掃除・かご消毒
~12:00	・作業時間 (10:30から小休憩15分)
12:00~13:00	・お昼休憩
~13:15	・ラジオ体操
~16:00	・作業時間 (14:30から小休憩15分) ・夕礼

【作業項目】

- ・食品の袋詰めや仕分け、封留め
- ・パソコン入力、出品作業、清掃作業
- ・農園で収穫作業、整地作業、種まき作業
- ・銭湯の清掃作業 …等

サービス利用までの流れ



【お問合せ】
いつでもご相談ください。



【ご見学】
実際に作業の内容や雰囲気を見て頂きます。ご家族や他の支援者の方々と一緒にご見学も可能です。



【体験実習】
体験実習をして頂き、3日～1週間のあいだに作業や作業所を感じ取って頂きます。



【お申し込み区役所へ申請】
当事業所とのサービス利用の希望がありましたら、お住いの区の障害者福祉サービス課へ申請を行います。



【受給者証の交付】
障害者福祉サービス受給者証の交付



【利用契約・通所】
契約書・重要事項説明書にそって、利用に関する説明をしたうえで、当事業所と契約を結びます。